

就業規程及び再雇用規程の改定について

提案理由

当会においては「公益社団法人沖縄県建築士会就業規程」により、職員の定年を満60歳と規定していますが、近年の働き手不足といった社会情勢や年金等社会保障の観点から、定年延長が時代の潮流となっていることに鑑み、当会においても定年を延長すべく当該規程を改定します。

また、これに併せて「公益社団法人沖縄県建築士会再雇用規程」も改定します。

改定する規程

- ・公益社団法人沖縄県建築士会就業規程
- ・公益社団法人沖縄県建築士会再雇用規程

改定内容

・公益社団法人沖縄県建築士会就業規程

第16条第1項に規定する定年「満60歳」について、年金受給対象となる「満65歳」まで引き上げます。

また、同条第2項に規定する「満65歳に達する日の属する月の月末まで、再雇用する。」については「再雇用できるものとする。」とし、年齢を記載しないことで状況に応じた柔軟な対応を可能とします。

・公益社団法人沖縄県建築士会再雇用規程

第6条において雇用期間が定められていますが、第1号の「嘱託職員の雇用期間は最長5年とする。」については、「ただし、正副会長の協議を経て理事会の承認を得た場合には、雇用期間を延長できるものとする。」とのただし書きを追加し、状況に応じた柔軟な対応を可能とします。

メンバーズコメント等の募集

本会規程の改定について、会員(事務局職員を含む。)の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1.意見募集期間

令和6年3月13日(水)～令和6年4月3日(水)

2.意見の提出先等

- ①本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ②電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3.留意事項

- ①ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②書式は、自由とします。

改定試案

公益社団法人沖縄県建築士会就業規程

(定年退職)

- 第16条** 職員の定年は満60歳満65歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、満65歳に達する日の属する月の末日まで、再雇用する。再雇用できるものとする。
- 3 再雇用後の労務条件等については、この規定に定めるもののほか、別に定める「再雇用規程」及び「再雇用契約書」によるものとする。

公益社団法人沖縄県建築士会再雇用規程

(雇用形態の種類)

第5条 再雇用者の身分は、「嘱託職員」とする。

(雇用期間)

第6条 雇用期間について、次のとおり定める。

- 一 嘱託職員の雇用期間は最長5年とする。

ただし、正副会長の協議を経て理事会の承認を得た場合には、延長できるものとする。

- 二 嘱託職員は、1年ごとに嘱託契約(再雇用契約書)を締結するものとする。

事務局職員の定年に関する規程等について九州各県の建築士会に確認（令和6年2月）

回答県	九州各県事務局の定年に関する規程についての回答
福岡県	<p>職業規則 (定年)</p> <p>第19条 職員の定年は65歳とし、定年年齢に足した年度の末尾をもって退職とする。ただし、本会が認めたものはこの限りではない。</p>
佐賀県	<p>職員服務規程 (定年退職)</p> <p>第10条 職員の定年退職は、満65歳とし、退職は年度末とする。</p> <p>2 前項の規程にかかわらず、理事会の承認を得て会長が選任した場合は、2年を超えない範囲内で更新することができる。</p>
長崎県	<p>就業規則</p> <p>第44条 職員の定年は満65歳とし、定年に達したときをもって退職とする。ただし定年に達した者でも業務上の必要がある場合、本会理事会は本人の能力、成績及び健康状態などを勘案して選考のうえ、新たに採用することがある。</p>
熊本県	<p>定年は65歳と規定しています。</p> <p>現在の事務局長がそれに該当し65歳で定年しており、現在は毎年理事会で1年の雇用延長を決定し1年ずつの再雇用となっています。</p> <p>再雇用の延長期間については特に規定がありません。</p>
大分県	<p>・事務局職員の定年や再雇用に係る規程はありません。</p>
宮崎県	<p>就業規則 (定年)</p> <p>第12条 職員の定年は満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が引き続き勤務することを希望し、解雇事由に該当しない場合には、嘱託職員として再雇用することができる。</p> <p>2 再雇用は1年単位の雇用契約とし、個別の雇用契約書に基づき反復継続することができる。</p> <p>3 再雇用制度により採用された嘱託職員の上限年齢は、原則として65歳とし、その継続雇用期間（更新を含む）は5年以内とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、本会で採用された嘱託職員の契約の更新については、雇用契約書で定めた要件を満たした場合に限り行うものとする。このときは、本人と協議の上、改めて労働条件を定めて契約を更新する。</p>
鹿児島県	<p>就業規程 (定年)</p> <p>第32条 職員は、満65歳をもって定年とし、満65歳に達した年度の末日に退職するものとする。</p> <p>2 定年退職後、本人が希望し、本会が必要とする基準に該当すると認めた場合は、嘱託として70歳まで再雇用することができる。</p>